神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、地域において、早期に利用者へ必要な訪問介護等サービスを安定的に提供できるようにするため、訪問介護等事業所が行う人材確保体制の構築、経営改善に要する経費のほか、地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保・強化のための取組に必要な経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　訪問介護等事業所

介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づき指定された県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。）に所在する訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所。

(2)　通所介護事業所等

介護保険法に基づき指定された県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。）に所在する通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所。

(3)　中山間地域等

南足柄市（内山及び矢倉沢）、大井町（赤田、高尾、柳及び篠窪）、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町及び清川村。

(4)　訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域

中山間地域等で、次条に掲げる事業の実施年度の４月１日時点で訪問介護等事業所が１か所もない地域

（補助の対象）

第３条　補助の対象とする事業は、別表１の第１欄に掲げる事業区分ごとに、同表第３欄に掲げる補助対象者が実施する次の事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として同表第４欄において知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）から寄付金その他の収入額を控除した額に対して交付するものとする。

(1)　人材確保体制構築支援事業

(2)　経営改善支援事業

(3)　地域の体制づくり支援事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。

(1)　消費税及び地方消費税

(2)　補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区分が難しいもの

(3)　既に他制度で助成を受けている取組内容

３　補助基準額は、同表第２欄に掲げるものとする。

（補助額の算出方法等）

第４条　補助額は、補助を受けようとする訪問介護等事業所ごとに算出するものとし、前条第１項の規定により算定した額と同条第３項の補助基準額を比較して少ない方の額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第５条　補助事業において、補助対象経費の中に補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)の自社調達又は申請者若しくは補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1)　申請者又は補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2)　100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3)　申請者又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第６条　申請者は、規則第３条第１項の規定による神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

２　規則第３条第２項第１号の規定による事業計画書は、（第２号様式の１～９）とし、補助事業(1)、(2)の申請を受けようとするものは、事業計画書（第２号様式の１～７）、補助事業(3)の申請を受けようとするものは、事業計画書（第２号様式の８、９）を提出するものとする。

３　規則第３条第２項第４号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 役員等氏名一覧表（第１号様式　付表）

(2) 補助事業に係る収支予算書の抄本

(3) その他知事が必要と認める書類

（暴力団排除）

第７条　神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第８条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第９条　前条第１号及び第２号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第３号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第 10 条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条　知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第12条　規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業実績報告書（第４号様式）に補助事業(1)、(2)は事業実績報告書（第５号様式の１～７）、補助事業(3)は事業実績報告書（第５号様式の８、９）及び次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して、１か月を経過した日又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

(1) 補助事業に係る収支決算書の抄本

(2) その他知事が必要と認める書類

（財産の処分の制限等）

第 13 条　規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第２号及び第３号の規定により、知事が定める財産の種類は、次の表のとおりとする。

財産の種類	期間
補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまでの期間

２　規則第 17 条の規定による知事の承認を受けて財産の処分したことによって収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類の整備等）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

３　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条　補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第16条　規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助事業(1)から(3)は別表１の第５欄に掲げる所管課を経由しなければならない。

（その他）

第17条　その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年７月25日から施行し、令和７年４月７日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。